

平成26年6月23日

公立大学法人札幌市立大学
理事長 蓮見 孝 様

公立大学法人札幌市立大学

監事 藤田 美津夫 ㊟

監事 高松 謹也 ㊟

監査報告書

地方独立行政法人法第13条第4項及び公立大学法人札幌市立大学監事監査規則の規定に基づき、公立大学法人札幌市立大学(以下「法人」という。)の平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第8期事業年度)における業務及び財務の状況について監査したので、その結果について、下記のとおり報告します。

記

1 監査方法の概要

監事兩名は、役員会に出席するとともに、法人職員等から事業の報告を聴取し、法人が保管する重要な書類を査閲する等して、業務の実施状況を調査しました。

また、財務に関する状況については、法人の会計監査を行っている新日本有限責任監査法人から報告を受け、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書をいう。以下同じ。)、利益の処分に関する書類(案)、決算報告書及び事業報告書について、監査を行いました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、業務執行の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 役員業務執行に関しては、不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。

以上